

○京都府心身障害者扶養共済条例

昭和46年3月31日
京都府条例第8号

京都府心身障害者扶養共済条例をここに公布する。
京都府心身障害者扶養共済条例

(趣旨)
第1条 この条例は、心身障害者の将来に対し保護者のいたく不安の軽減を図り、あわせて心身障害者の福祉の増進に資するため、京都府心身障害者扶養共済制度（以下「共済制度」という。）を設けることに必要な事項を定めるものとする。

(定義)
第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 心身障害者 次 のいづれかに該当する者で将来独立して自活することが困難と認められるものをいう。
 - ア 身体的障害者 福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号に定める身体障害者程度等級表の級から3級までに該当する障害を有する者
 - イ 障害者程度等級表に永続的障害を有する者で、その障害程度がア又はイに掲げる者と同等程度と認められるもの
- (2) 保護者 次 のいづれかに該当する者で、現に心身障害者を扶養しているものをいう。
 - ア 心身障害者の配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）
 - イ 心身障害者の父母、兄弟姉妹、祖父母その他の親族（親族ではないが、事実上親族と同様の関係にある者を含む。）
- (3) 重度障害 別表第1に定める身体障害の状態（規則で定める身体障害の状態を除く。）をいう。
(昭56条例20・平11条例2・一部改正)

(加入資格)
第3条 共済制度に加入することができる者は、心身障害者の保護者であつて、加入の時に次に掲げる要件に該当するものとする。

- (1) 府の区域（京都市の区域を除く。以下同じ。）内に住所を有すること。
 - (2) 65歳未満であること。
 - (3) 特別の疾病又は障害を有しないこと。
- 2 共済制度の第2条の区域（新たに府の区域内に住所を有することとなつたことをいう。以下同じ。）を以て転入（新たに府の区域内に住所を有することとなつたことをいう。以下同じ。）をした者で、転入の直前まで他の地方公共団体が実施する心身障害者扶養共済制度（共済制度と同様のものに限る。）に加入していたものは、転入後直ちに共済制度に加入することができる。前項の規定にかかわらず、共済制度に加入することができる。

(加入)
第4条 共済制度に加入しようとする者は、規則で定めるところにより、知事に加入の申込みをしなければならない。

- 2 知事は、前項の規定による加入の申込みがあつた場合において、次の各号のいづれかに該当するときは、加入の承認をしなければならない。
 - (1) 加入の申込者が前条に定める加入資格を有しない者であるとき。
 - (2) 同一の心身障害者について、既に加入の承認を受けた者（以下「加入者」という。）があるとき又は同時に2人以上の者から加入の申込みがあつたとき。

(口数による加入)
第5条 共済制度への加入は口数単位によるものとし、同一の心身障害者について加入の申込者又は加入者が加入できる口数は、1口又は2口のいずれかとする。
(平7条例28・全改)

(口数の追加)
第6条 加入の申込者又は加入者は、口数の追加（以下「口数追加」という。）の加入時に第3条第1項第2号に規定する加入資格を有するときは、規則の定めるところにより、知事に口数追加を申し込むことができる。

- 2 知事は、前項の規定による口数追加の承認をしなければならない。
 - (1) 口数追加の申込者が、口数追加時に特別の疾病又は障害を有するときは、口数追加の対象となる心身障害者について、既に口数が追加されているとき。
 - (2) 口数追加の対象となる心身障害者について、既に口数が追加されているとき。

(掛金の納付)
第7条 加入者（第18条第1項第2号ただし書に該当するため、重度障害となつたが加入者としての地位を失わない者を除く。）は、加入を認められた日の属する月から、別表第2に定める額の掛金を納付しなければならない。ただし、この制度の加入の承認を受けた日の年単位の応当日において、65歳に達している加入者で、この制度に20年以上継続して加入しているものは、当該掛金の納付を要しない。

- 2 前条第2項の規定による口数追加の承認を受けた者（以下「口数追加加入者」という。）は、口数追加を認められた日の属する月から、別表第2に定める掛金を納付しなければならない。ただし、口数追加の承認を受けた日の年単位の応当日において、65歳に達している加入者で、口数追加を20年以上継続しているものは、当該掛金の納付を要しない。
- 3 前2項ただし書の規定の適用に当たつては、第3条第2項の規定の適用を受けて加入者となつた者については、当該他の地方公共団体の実施する心身障害者扶養共済制度の加入期間又は口数が追加された期間は、すべて共済制度の加入期間又は口数追加の期間とみなす。

(掛金の減免)
第8条 知事は、規則で定めるところにより、加入者に対し、掛金を減免することができる。

(給付金)
第9条 知事は、加入者が死亡し、又は重度障害となつたときは、その死亡し、又は重度障害となつた日の属する月からその者が扶養していた心身障害者に対し給付金を支給する。

- 2 給付金の額は、月額2万円とする。
- 3 口数追加加入者については、前項の額に2万円を加算する。ただし、給付金の支給が重度障害による場合であつて、その重度障害が規則で定めるものであるときは、この限りでない。

(給付金管理者)
第10条 加入者は、その扶養する心身障害者が給付金を受領し、これを管理することが困難であるときは、その心身障害者に代わつて給付金を受領し、これを管理する者（以下「給付金管理者」という。）をあらかじめその者の同意を得て指定しておくなければならない。

- 2 次の各号の1に該当する者は、給付金管理者となることができない。
 - (1) 成年被後見人又は被保佐人
 - (2) 破産者
- 3 加入者は、必要と認めるときは、給付金管理者を変更することができる。
- 4 給付金管理者は、管理者が次の各号の1に該当するに至つた場合には、加入者は、速やかに給付金管理者を変更しなければならない。
 - (1) 死亡したとき
 - (2) 所在が不明になつたとき
 - (3) 第2項各号の1に該当する者となつたとき
 - (4) 辞退したとき

5 知事は、次の各号の1に該当する場合には、給付金管理者を変更することができる。

- (1) 給付金管理者が前項各号の1に該当するに至つた場合において、加入者が給付金管理者の変更をしないとき、又は加入者が死亡その他の理由により給付金管理者を変更できないとき
- (2) 給付金管理者が第13条の規定に違反したとき

6 知事は、給付金管理者が指定されていない場合において、心身障害者が給付金を受領することが困難であると認めるときは、給付金管理者を指定することができる。

7 知事は、給付金管理者が指定されている場合には、当該給付金管理者に給付金を支払うものとする。

(給付金の支給停止)
第11条 第9条の規定により給付金の支給を受ける心身障害者（以下「受給権者」という。）が、次の各号の1に該当する場合は、その該当する期間、給付金の支給を停止する。

- (1) 所在が1月以上不明のとき
- (2) 懲役又は禁錮の刑に処せられ、その執行を受けているとき
- (3) 日本国内に住所を有しないとき

(支払の一時差止め)
第12条 受給権者又は受給権者に代わつて現に給付金を受領している給付金管理者が、規則で定める正当な理由がなく、第19条第4項に規定する届書を提出しないときは、給付金の支払を差し止めることができる。

(給付金の使途)
第13条 給付金は、受給権者の生活の安定と福祉の増進のために使用されなければならない。

(受給権の消滅)
第14条 給付金の支給を受ける権利は、受給権者が死亡したときは、その死亡の日の属する月の翌月から消滅する。

(昭54条例30・旧第12条繰下)

(甲 耐金)
 第15条 加入者が、次の各号のいずれかに該当するときは、規則で定めるところにより、加入期間(口数追加期間)の満了の日(以下「満了日」という。)に属する月の翌月(以下「翌月」という。)から、加入者としての地位を失うものとする。
 (1) 加入者が死亡したとき。
 (2) 加入者が重度障害者となつたとき。
 (3) 加入者が、2月以上であつて、規則で定める期間、第7条第1項本文に規定する掛金を滞納し、滞納したことに對して規則で定める正当な理由が認められないとき。
 2 加入者が、次の各号のいずれかに該当するときは、規則で定めるところにより、加入期間(口数追加期間)の満了の日(以下「満了日」という。)に属する月の翌月(以下「翌月」という。)から、加入者としての地位を失うものとする。
 (1) 加入期間が1年以上5年未満のとき 5万円
 (2) 加入期間が5年以上20年未満のとき 12万5,000円
 (3) 加入期間が20年以上のとき 25万円
 3 口数追加加入者(その扶養する心身障害者の死亡時において、第18条第1項第2号ただし書に規定する期間(以下「口数追加期間」という。)に属する月)に於いて、口数追加加入者が、前項(1)に規定する期間(以下「口数追加期間」という。)に属する月の翌月(以下「翌月」という。)から、加入者としての地位を失うものとする。
 (1) 口数追加加入期間が1年以上5年未満のとき 5万円
 (2) 口数追加加入期間が5年以上20年未満のとき 12万5,000円
 (3) 口数追加加入期間が20年以上のとき 25万円
 4 第1項ただし書及び前項ただし書の規定の適用に当たつては、第7条第3項の規定を準用する。
 (昭54条例30・全改・旧第13条線下、昭56条例20・昭61条例13・平7条例28・平20条例3・一部改正)

(附 一時金)
 第15条 加入者が、次の各号のいずれかに該当するときは、脱退一時金を支給する。ただし、満了日(以下「満了日」という。)に属する月の翌月(以下「翌月」という。)から、加入者としての地位を失うものとする。
 (1) 加入者が死亡したとき。
 (2) 加入者が重度障害者となつたとき。
 (3) 加入者が、2月以上であつて、規則で定める期間、第7条第1項本文に規定する掛金を滞納し、滞納したことに對して規則で定める正当な理由が認められないとき。
 2 加入者が、次の各号のいずれかに該当するときは、規則で定めるところにより、加入期間(口数追加期間)の満了の日(以下「満了日」という。)に属する月の翌月(以下「翌月」という。)から、加入者としての地位を失うものとする。
 (1) 加入期間が1年以上5年未満のとき 7万5,000円
 (2) 加入期間が5年以上20年未満のとき 12万5,000円
 (3) 加入期間が20年以上のとき 25万円
 3 口数追加加入者(その扶養する心身障害者の死亡時において、第18条第1項第2号ただし書に規定する期間(以下「口数追加期間」という。)に属する月)に於いて、口数追加加入者が、前項(1)に規定する期間(以下「口数追加期間」という。)に属する月の翌月(以下「翌月」という。)から、加入者としての地位を失うものとする。
 (1) 口数追加加入期間が1年以上5年未満のとき 7万5,000円
 (2) 口数追加加入期間が5年以上20年未満のとき 12万5,000円
 (3) 口数追加加入期間が20年以上のとき 25万円
 4 第1項第2号に規定する場合には、口数を減少した日(以下「減少日」という。)に属する月の翌月(以下「翌月」という。)から、加入者としての地位を失うものとする。
 (1) 加入期間が1年以上5年未満のとき 7万5,000円
 (2) 加入期間が5年以上20年未満のとき 12万5,000円
 (3) 加入期間が20年以上のとき 25万円
 5 第1項ただし書及び前項ただし書の規定の適用に当たつては、第7条第3項の規定を準用する。
 (平7条例28・追加、平20条例3・一部改正)

(給付金等の支給の制限)
 第16条 加入者が、その責めに帰すべき理由によりこれらの支給原因を生じ、請求を怠り、又は加入の際に規則で定める告知の義務に違反したときは、給付金(昭54条例30・旧第14条線下・一部改正)を支給しないこととする。
 (昭54条例30・旧第14条線下・一部改正)

(給付金等の返還)
 第17条 加入者が、他の不正の手段により給付金又は耐金の支給を受けていた者があつたときは、その者に既に支給された給付金又は耐金の額の全部又は一部を返還させることとする。
 (昭54条例30・追加)

(脱退等)
 第18条 加入者は、次の各号のいずれかに該当する事由が生じたときは、その事由が生じた日の属する月の翌月(以下「翌月」という。)から、加入者としての地位を失うものとする。
 (1) 加入者が死亡したとき。
 (2) 加入者が重度障害者となつたとき。ただし、口数追加加入者が重度障害者となつた場合において、その扶養する心身障害者が規則で定めるものであるときは、この限りでない。
 (3) 加入者が、2月以上であつて、規則で定める期間、第7条第1項本文に規定する掛金を滞納し、滞納したことに對して規則で定める正当な理由が認められないとき。
 (4) 加入者が、2月以上であつて、規則で定める期間、第7条第1項本文に規定する掛金を滞納し、滞納したことに對して規則で定める正当な理由が認められないとき。

(6) 加入者が、次の各号のいずれかに該当するときは、規則で定めるところにより、加入期間(口数追加期間)の満了の日(以下「満了日」という。)に属する月の翌月(以下「翌月」という。)から、加入者としての地位を失うものとする。
 (1) 加入者が死亡したとき。
 (2) 加入者が重度障害者となつたとき。
 (3) 加入者が、2月以上であつて、規則で定める期間、第7条第1項本文に規定する掛金を滞納し、滞納したことに對して規則で定める正当な理由が認められないとき。
 2 加入者が、次の各号のいずれかに該当するときは、規則で定めるところにより、加入期間(口数追加期間)の満了の日(以下「満了日」という。)に属する月の翌月(以下「翌月」という。)から、加入者としての地位を失うものとする。
 (1) 加入期間が1年以上5年未満のとき 5万円
 (2) 加入期間が5年以上20年未満のとき 12万5,000円
 (3) 加入期間が20年以上のとき 25万円
 3 口数追加加入者(その扶養する心身障害者の死亡時において、第18条第1項第2号ただし書に規定する期間(以下「口数追加期間」という。)に属する月)に於いて、口数追加加入者が、前項(1)に規定する期間(以下「口数追加期間」という。)に属する月の翌月(以下「翌月」という。)から、加入者としての地位を失うものとする。
 (1) 口数追加加入期間が1年以上5年未満のとき 5万円
 (2) 口数追加加入期間が5年以上20年未満のとき 12万5,000円
 (3) 口数追加加入期間が20年以上のとき 25万円
 4 第1項ただし書及び前項ただし書の規定の適用に当たつては、第7条第3項の規定を準用する。
 (昭54条例30・全改・旧第15条線下、昭56条例20・平7条例28・一部改正)

(届出義務等)
 第19条 加入者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、規則で定めるところにより、速やかに、その旨を知事に届け出なければならない。
 (1) 加入者、加入者の扶養する心身障害者又は給付金管理者が氏名又は住所を変更したとき。
 (2) 加入者の扶養する心身障害者又は給付金管理者が死亡したとき。
 (3) 給付金管理者を指定し、又は変更したとき。
 (4) 受給権者又は給付金管理者が、給付金の滞納又は給付金若しくは耐金の給付に影響を及ぼす事由が生じたとき。
 2 加入者が、次の各号のいずれかに該当する場合には、規則で定めるところにより、速やかに、その旨を知事に届け出なければならない。
 (1) 加入者が死亡したとき。
 (2) 加入者が、住所を変更したとき。

3 給付金管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、規則で定めるところにより、速やかに、その旨を知事に届け出なければならない。
 (1) 給付金の支給開始後において、給付金管理者が氏名又は住所を変更したとき。
 (2) 受給権者又は給付金管理者が、給付金の滞納又は給付金若しくは耐金の給付に影響を及ぼす事由が生じたとき。
 4 受給権者又は給付金管理者は、次に掲げる事項が発生し、又は消滅したとき、規則で定めるところにより、速やかに、その旨を知事に届け出なければならない。
 (1) 加入者が死亡したとき。
 (2) 加入者が、住所を変更したとき。
 (3) 加入者が、重度障害者となつたとき。
 (4) 加入者が、2月以上であつて、規則で定める期間、第7条第1項本文に規定する掛金を滞納し、滞納したことに對して規則で定める正当な理由が認められないとき。
 5 加入者が、次の各号のいずれかに該当する場合には、規則で定めるところにより、速やかに、その旨を知事に届け出なければならない。
 (1) 加入者が死亡したとき。
 (2) 加入者が、住所を変更したとき。
 (3) 加入者が、重度障害者となつたとき。
 (4) 加入者が、2月以上であつて、規則で定める期間、第7条第1項本文に規定する掛金を滞納し、滞納したことに對して規則で定める正当な理由が認められないとき。
 (昭54条例30・追加、昭56条例20・一部改正)

(加入者の年齢)
 第20条 この条例において、加入者の年齢は、毎年度(4月1日から翌年の3月31日まで)の初日における年齢とする。
 (昭54条例30・追加)

(規則への委任)
 第21条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。
 (昭54条例30・旧第16条線下)

附 則
 (施行期日)
 1 この条例は、昭和46年4月1日から施行する。
 (暫定措置)
 2 この条例の施行の日から昭和47年3月31日までの間に共済制度に加入しようとする者に對して、第3条第1項の規定の適用については、同項中「45歳」とあるのは「65歳」と読み替へるものとする。
 3 この条例の施行の日前に転入した者であつて、従前の住所に属していた地方公共団体の実施する共済制度(共済制度と同種のものに限る。)の加入者が引き続き加入する場合は、第3条第2項中「共済制度の発足の日以後」とあるのは「共済制度の発足の日以前」と、「転入の直前まで」とあるのは「共済制度に加入するまで」と、「転入後」とあるのは「共済制度発足後」とそれぞれ読み替へるものとする。
 (昭54条例30・追加)

附 則 (昭和54年条例第30号)
 (施行期日)
 1 この条例は、公布の日から施行する。
 (経過措置)
 2 この条例による改正前の京都府心身障害者扶養共済条例の規定による加入者は、この条例による改正後の京都府心身障害者扶養共済条例の規定の適用については、すべて45歳未満で加入したものとみなす。
 附 則 (昭和56年条例第20号)
 この条例は、公布の日から施行する。
 附 則 (昭和61年条例第13号)
 (施行期日)
 1 この条例は、昭和61年4月1日から施行する。
 (経過措置)
 2 この条例による改正後の京都府心身障害者扶養共済条例(以下「改正後の条例」という。)第7条第1項の規定にかかわらず、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)の前日において、この条例による改正前の京都府心身障害者扶養共済条例(以下

- 「京都府心身障害者扶養共済条例の一部を改正する条例（平成20年京都府条例第3号）附則別表第1」とする。
- (2) 改正前の条例第7条第2項に規定する口数追加加入者（以下「口数追加加入者」という。）は、口数追加を認められた日の属する月から、「改正前の条例第7条第2項の規定による口数追加加入者」として、別表第2」とあるのは「京都府心身障害者扶養共済条例（平成20年京都府条例第3号）附則別表第1」中「加入時における」とあるのは「口数追加加入者となつた時における」とする。
- (3) 前2号に掲げた者以外の者（以下「昭和61年4月1日現在における年齢区分に属する者」という。）は、昭和61年4月1日現在における年齢区分に属する者から、「京都府心身障害者扶養共済条例（平成20年京都府条例第3号）附則別表第2」とあるのは「25年」とあるのは「25年」とする。
- 3 改正前加入者に対する改正後の条例第15条第2項の規定の適用については、同項第1号中「5万円」とあるのは「3万円」と、同項第2号中「12万5,000円」とあるのは「7万5,000円」と、同項第3号中「25万円」とあるのは「15万円」とする。
- 4 改正前加入者に対する改正後の条例第15条第3項の規定の適用については、同項第1号中「5万円」とあるのは「3万円」と、同項第2号中「12万5,000円」とあるのは「7万5,000円」と、同項第3号中「25万円」とあるのは「15万円」とする。
- 5 改正前加入者に対する改正後の条例第15条の2第2項の規定の適用については、同項第1号中「7万5,000円」とあるのは「4万5,000円」と、同項第2号中「12万5,000円」とあるのは「7万5,000円」と、同項第3号中「25万円」とあるのは「15万円」とする。
- 6 改正前加入者に対する改正後の条例第15条の2第3項の規定の適用については、同項第1号中「7万5,000円」とあるのは「4万5,000円」と、同項第2号中「12万5,000円」とあるのは「7万5,000円」と、同項第3号中「25万円」とあるのは「15万円」とする。
- 7 この条例の施行日前の心身障害者の死亡に係る弔慰金並びに加入者の脱退の申出及び口数の減少の申出に係る脱退一時金の額については、なお従前の例による。

附則別表第1(附則第2項関係)

加入時における年齢区分	掛金月額 円
35歳未満の者	5,600
35歳以上40歳未満の者	6,900
40歳以上45歳未満の者	8,700
45歳以上50歳未満の者	10,600
50歳以上55歳未満の者	11,600
55歳以上60歳未満の者	12,800
60歳以上65歳未満の者	14,500

附則別表第2(附則第2項関係)

昭和61年4月1日現在における年齢区分	掛金月額 円
35歳未満の者	5,600
35歳以上40歳未満の者	6,900
40歳以上45歳未満の者	8,700
45歳以上の者	10,600

別表第1(第2条関係)
(昭54条例30・一部改正)
身体障害の状態

1	両眼の視力を全く永久に失つたもの
2	そしやく又は言語の機能を全く永久に失つたもの
3	両上肢 ^レ を手関節以上で失つたもの
4	両下肢 ^レ を足関節以上で失つたもの
5	一上肢 ^レ を手関節以上で失い、かつ、一下肢 ^レ を足関節以上で失つたもの
6	両上肢 ^レ の用を全く廃したもの
7	両下肢 ^レ の用を全く廃したもの
8	両手の指を全部失つたか又は両手の指の全部の用を全く永久に失つたもの
9	両耳の聴力を全く永久に失つたもの

別表第2(第7条関係)
(平7条例28・全改、平20条例3・一部改正)
掛金額

加入者となつたとき又は口数追加加入者となつたときの年齢区分	掛金月額 円
35歳未満の者	9,300
35歳以上40歳未満の者	11,400
40歳以上45歳未満の者	14,300
45歳以上50歳未満の者	17,300
50歳以上55歳未満の者	18,800
55歳以上60歳未満の者	20,700
60歳以上65歳未満の者	23,300

○京都府心身障害者扶養共済条例施行規則

昭和54年11月8日
京都府規則第46号

京都府心身障害者扶養共済条例施行規則をここに公布する。
京都府心身障害者扶養共済条例施行規則(昭和46年京都府規則第9号)の全部を改正する。

(趣旨)
第1条 この規則は、京都府心身障害者扶養共済条例(昭和46年京都府条例第8号、以下「条例」という。)の施行に關し必要な事項を定めるものとする。

第2条 障害に該当しない身体障害の状態(重度障害に該当しない身体障害の状態)は、別表第1に掲げる身体障害の状態(加入者が京都市に加入する身体障害の状態)に「共済制度」という。)加入前に既に有して、加入後に新たに生じた障害が加重して生じた結果生じた障害をいう。

(特別の疾病又は障害)
第3条 条例第3条第1項第3号及び条例第5条第2項第1号に規定する特別の疾病又は障害とは、第12条に規定する保険約款に基づく保険対象加入者又は口数追加保険対象加入者となることのできるできない疾病又は障害をいう。

(加入等の申込み)
第4条 条例第4条第1項に規定する加入の申込みは、京都府心身障害者扶養共済制度加入申込書(別記第1号様式)に添付する書類を添えて行わなければならない。

(掛金の納付期限)
第5条 条例第7条及び京都府心身障害者扶養共済条例の一部を改正する条例(平成20年京都府条例第3号)附則第2項に規定する掛金は、次の各号に掲げる月分をそれぞれ当該各号に掲げる納付期日までに一括して納付しなければならない。

(掛金の返還)
第6条 納付期日後に脱退等をした者に係る脱退等をした日の属する月の翌月以降の月分の掛金について、過納金を返還するものとする。

(掛金の減免)
第7条 条例第8条に規定する掛金の減免の事由及び減免額は、別表第2のとおりとする。

2 掛金の減免を受けようとする者は、京都府心身障害者扶養共済制度掛金減免申請書(別記第8号様式)を添付して、京都府心身障害者扶養共済制度掛金減免決定通知書(別記第9号様式)を交付するものとする。

3 知事は、第2項に規定する掛金の減免をしないことを決定したときは、京都府心身障害者扶養共済制度掛金減免申請書(別記第8号様式)を交付するものとする。

4 知事は、第2項に規定する掛金の減免をしないことを決定したときは、京都府心身障害者扶養共済制度掛金減免申請書(別記第8号様式)を交付するものとする。

5 掛金の減免は、加入者が府の区域(京都市の区域を除く。)内に住所を有しなくなつたとき又は、加入者が府の区域(京都市の区域を除く。)内に住所を有しなくなつたとき、当該減免を受けるに際しては、その旨を通知書(別記第11号様式)を交付するものとする。

(給付金の請求)
第8条 条例第9条第1項の規定により給付金の支給を受けようとする者は、京都府心身障害者扶養共済制度給付金請求書(別記第12号様式)により、次に掲げる書類を添えて請求しなければならない。

(1) 加入者の死亡により請求する場合又はこれらに代わるべき書類。ただし、当該加入者の死亡が、口数追加(口数追加の日)から2年以内のものである住居の写し(対面者の氏名と住民票に記載された氏名が異なる場合は、戸籍(除籍)の抄本、付金管理の住居の写し(対面者の氏名と住民票に記載された氏名と住民票の氏名が異なる場合は、戸籍の抄本。以下同じ。))

(2) 加入者の重度障害診断書(対象者の氏名と住民票に記載された氏名と住民票の氏名が異なる場合は、戸籍の抄本。以下同じ。))

(3) 加入者の住居の写し(対面者の氏名と住民票に記載された氏名と住民票の氏名が異なる場合は、戸籍の抄本。以下同じ。))

(4) 加入者の住居の写し(対面者の氏名と住民票に記載された氏名と住民票の氏名が異なる場合は、戸籍の抄本。以下同じ。))

(5) 加入者の住居の写し(対面者の氏名と住民票に記載された氏名と住民票の氏名が異なる場合は、戸籍の抄本。以下同じ。))

(6) 加入者の住居の写し(対面者の氏名と住民票に記載された氏名と住民票の氏名が異なる場合は、戸籍の抄本。以下同じ。))

(7) 加入者の住居の写し(対面者の氏名と住民票に記載された氏名と住民票の氏名が異なる場合は、戸籍の抄本。以下同じ。))

(8) 加入者の住居の写し(対面者の氏名と住民票に記載された氏名と住民票の氏名が異なる場合は、戸籍の抄本。以下同じ。))

第11条 次の各号に掲げる届出は、それぞれ当該各号に掲げる書類を提出して行うものとする。

- (1) 条例第19条第1項第1号、第2項第2号及び第3項第1号の届出 氏名・住所変更届書(別記第23号様式)
(2) 条例第19条第1項第2号、第2項第1号及び第3項第2号の届出 死亡・重度障害届書(別記第24号様式)
(3) 条例第19条第1項第3号後段の届出 給付金管理者変更届書(別記第25号様式)
(4) 条例第19条第3項第3号の届出 給付金支給停止事由発生・消滅届書(別記第26号様式)
(5) 条例第19条第4項の届出 受給権者現況届書(別記第27号様式)
2 前項第5号に掲げる受給権者現況届書は、毎年4月1日における現況を記載し、受給権者に係る住民票記載事項証明書添えて、その年の5月末日までに提出しなければならない。
3 条例第12条に規定する正当な理由は、届出をすべき受給権者又は給付金管理者が、不測の事故等により、届書を提出できないことについてやむを得ない事情があった場合とする。

(昭56規則26・平2規則11・平6規則18・平7規則50・一部改正)

第12条 知事は、共済制度の円滑な運用を図るため、独立行政法人福祉医療機構と独立行政法人福祉医療機構法(平成14年法律第166号)第12条第3項の規定による保険約款に基づく保険契約を締結するものとする。

(昭59規則79・平3規則11・平20規則5・一部改正)

- 附則(施行期日)
1 この規則は、公布の日から施行する。
(経過措置)
2 この規則による改正前の京都府心身障害者扶養共済条例施行規則によつてした処分、手続その他の行為は、この規則による改正後の京都府心身障害者扶養共済条例施行規則(以下「改正後の規則」という。)中これに相当する規定がある場合には、改正後の規則によつてしたものとみなす。

- 附則(昭和56年規則第26号)
1 この規則は、公布の日から施行する。
2 京都府統計報告規則(昭和25年京都府規則第1号)は、廃止する。
附則(昭和59年規則第79号)
この規則は、昭和60年1月1日から施行する。ただし、別記第2号様式の改正規定は、公布の日から施行する。

- 附則(昭和61年規則第14号)
この規則は、昭和61年4月1日から施行する。
附則(昭和61年規則第23号)
この規則は、公布の日から施行する。
附則(昭和61年規則第48号)
この規則は、昭和61年10月1日から施行する。
附則(昭和62年規則第2号)
この規則は、公布の日から施行する。
附則(平成2年規則第11号)
この規則は、平成2年4月1日から施行する。
附則(平成3年規則第11号)抄
この規則は、公布の日から施行する。
附則(平成6年規則第18号)
(施行期日等)
1 この規則は、公布の日から施行する。
2 この規則による改正後の京都府心身障害者扶養共済条例施行規則(以下「改正後の規則」という。)の規定は、平成6年4月1日から適用する。

- (経過措置)
3 この規則による改正前の京都府心身障害者扶養共済条例施行規則別記様式による用紙は、当分の間、改正後の規則別記様式による用紙とみなし、所要の調整をして使用することができる。

- 附則(平成7年規則第50号)
1 この規則は、平成8年1月1日から施行する。
2 この規則による改正前の京都府心身障害者扶養共済条例施行規則別記様式による用紙は、当分の間、この規則による改正後の京都府心身障害者扶養共済条例施行規則別記様式による用紙とみなし、所要の調整をして使用することができる。

- 附則(平成11年規則第1号)
この規則は、平成11年4月1日から施行する。
附則(平成12年規則第6号)抄
(施行期日)
1 この規則は、平成12年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 別段の定めがあるものを除き、この規則の施行前にした改正前の規定に基づく申請等の行為については、改正後の規定に基づいてしたものとみなす。

- 附則(平成20年規則第5号)
1 この規則は、平成20年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
(1) 第1条中別表第2の改正規定 平成21年4月1日
(2) 第2条 平成25年4月1日
2 第1条の規定による改正後の京都府心身障害者扶養共済条例施行規則別表第2の規定の適用については、同表の4の項中「15分の1」とあるのは、平成21年4月1日から平成22年3月31日までの間においては「15分の4」とし、平成22年4月1日から平成23年3月31日までの間においては「5分の1」とし、平成23年4月1日から平成24年3月31日までの間においては「15分の2」とする。
附則(平成21年規則第20号)
この規則は、平成21年4月1日から施行する。
附則(平成22年規則第18号)
1 この規則は、平成22年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
2 この規則の施行の日(以下「施行日」という。)前の加入の申込みで当該申込みによる加入の承認が施行日以後になるものに係る申込書については、この規則による改正後の京都府心身障害者扶養共済条例施行規則別記第1号様式の例によるものとする。

別表第1(第2条関係)
身体障害の状態
1 一眼の視力を全く永久に失つたもの
2 一上肢を手関節以上で失つたもの
3 一下肢を足関節以上で失つたもの
4 一上肢の用を全く廃したのもの
5 一下肢の用を全く廃したのもの
6 一手の母指及び示指を含んで4手指以上を失い、又はその用を全く永久に失つたもの
7 一手の母指若しくは示指を含んで3手指以上を失い、又はその用を全く永久に失い、かつ、他の一手の母指若しくは示指を含んで2手指以上を失い、又はその用を全く永久に失つたもの
8 一耳の聴力を全く永久に失つたもの

別表第2(第7条関係)

Table with 2 columns: 減免の事由 (Reason for exemption) and 減免額 (Exemption amount). It lists conditions for exemption from premiums, such as being protected by the Life Insurance Act or having a spouse who is a taxpayer.

(平7規則50・全改、平20規則5・一部改正)

Table with 2 columns: 掛金の減免の事由及び減免額 (Reasons for premium exemption and exemption amount). It details the conditions for exemption from premiums, including being protected by the Life Insurance Act or having a spouse who is a taxpayer.